

## 休業中の校庭開放の実施について

この度、文部科学省より臨時休業期間中の校庭開放の考え方が示されました。

横浜市教育委員会からも児童の健康保持、運動機会確保の必要性を鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で、校庭開放を可能とする連絡がありました。

本校では以上のことをふまえ、次の内容で校庭開放を実施することになります。

### ■開放期間

3月23日（月）と3月24日（火）

### ■実施時間と学年

○3月23日（月）

9：00～9：50 1年生

10：00～10：50 2年生

11：00～11：50 3年生

○3月24日（火）

9：00～9：50 4年生

10：00～10：50 5年生

11：00～11：50 卒業生

### ■実施方法

○ご家庭で保護者の方がお子さんの健康状態を確認し、健康観察票に必要事項を記入し持たせてください。受付にて、職員が健康状況を確認します。

健康観察票を忘れた場合や、熱があったり体調不良があったりする場合は、参加できません。来校しても受付にて参加をお断りいたします。

○緊急受け入れを行っているご家庭のお子さんは、すでに、受け入れでご活用のご健康観察票を、今回の校庭開放でもご使用ください。

○できるだけ一人で登下校しないように、ご配慮ください。

○校庭では、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないように配慮します。ご家庭でもお子さんと校庭開放の過ごし方は、ご確認ください。

○ご家庭においても引き続き、手洗い、うがい、換気の励行等、感染拡大防止のためのご協力をお願いいたします。

○今回の校庭開放は、通常の学校の約束（ルール&マナーブック）をもとに行います。貴重品等は持ってこないようお願いいたします。

○万が一、児童に事故等が生じた場合には、スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用され、学校休業日の課外指導と同じ扱いになります。

○雨天時は開放を中止します。

### ■持ち物

健康観察票

必要な人は水筒